

資料編

1 主な施策

空き家の発生の予防	既成市街地	農村地域	ニュータウン
兵庫県宅地建物取引業協会による不動産無料相談会 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部では、不動産無料相談会を開催しています。 相続不動産の問題、隣地との紛争や、活用・流通など、不動産に関する様々なお悩みをご相談ください。	○	○	○
三田市わが家の耐震改修促進事業 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の所有者による耐震診断や改修工事に対して支援します。	○	○	○
高齢者住宅バリアフリー化事業 高齢者が居住している住居で今後も自立した生活を継続して送るために住宅をバリアフリー化する費用の一部を助成します。	○	○	○
重度障害者等住宅改造費助成事業 日常生活を営む上で著しい支障がある身体障害者（児）や知的障害者（児）等が、住み慣れた住宅で自立生活を送るために必要となる住宅改造に要する費用の一部を助成します。	○	○	○
住宅改造費助成サービス 介護保険の要介護又は要支援認定を受けた人が居住している住居で今後も自立した生活を送るために住宅を改造する費用の一部を助成します。	○	○	○
改修工事に伴う固定資産税の軽減措置			
住宅耐震改修工事 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅に一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を減額します。			
住宅のバリアフリー改修工事 一定の要件を満たす方が、居住する住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を減額します。	○	○	○
住宅の省エネ改修工事 一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税を減額します。			

良質な既存ストックの利活用の促進	既成市街地	農村地域	ニュータウン
マイホーム借上げ制度推進事業			
50歳以上のシニア世帯が所有している住宅を手放すことなく、JTIが3年毎の定期賃貸借（最長で終身にわたり借上げ）し、子育て世帯等に転貸する制度です。	○	○	○
三田市空き家バンク			
（一社）兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部協力のもと、市が市所有者と不動産事業者の橋渡しや広報を行い、空き家の売却や賃貸を希望する物件と利用を希望する人のマッチングを行い、流通を促進します。	○	○	○
空き家に付属する農地の取得面積要件の緩和			
空家に付属した農地を空き家バンクに登録した空家とセットで取得する場合に限って、農地取得の下限面積を1平方メートルとします。		○	
歴史ある町家再生利活用事業			
歴史ある町家を飲食店や物販店舗等へ改修し、保全と地域活性化を図ります。	○		
古民家等利活用促進事業			
農村地域の景観資源である茅葺等の古民家をレストランや宿泊施設などに用途変更し、保全と地域活性化に向けた制度・仕組みづくりを進めます。		○	
土地利用の規制緩和			
すでに一団的に土地利用がなされている区域において、周辺住民をサービス対象とした公益施設や日常生活に必要なとされる店舗等、また、世帯分離のための住宅などの開発・建築行為に対する規制を緩和しました。		○	
定住促進事業			
新婚世帯家賃補助事業			
市外に住む新婚世帯（夫婦ともに40歳以下）が市内の民間賃貸住宅に転入した場合に家賃の一部を補助します。			
子育て世帯親元近居助成事業			
市外に住む子育て世帯（夫婦ともに40歳以下）が市内に住む親と近居するため、市内に持家を取得した時に必要な登記費用や引っ越し費用の一部を補助します。	○	○	○
3世代同居助成事業			
市外に住む子育て世帯（夫婦ともに40歳以下）が市内に住む親と3世代同居するため、親が住んでいる住宅をリフォーム・増築・改築に要した費用、もしくは増築・改築に伴う登記費用及び引っ越し費用の一部を補助します。			

適切な管理による管理不全空き家の解消	既成市街地	農村地域	ニュータウン
<p>再建築に関する規制緩和</p> <p>住宅を除却した場合、原則すぐに再建築の工事に着手しなければなりません。要件を満たす住宅は、除却前に所定の手続きを行うことにより、除却後に期間を経ても再建築（用途、規模、敷地が同一）が可能となりました。</p>		○	
<p>公益社団法人三田市シルバー人材センターとの協定</p> <p>空き家等の適切な管理を進め、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、相互に連携・協力するため「空き家等の適切な管理の推進に関する協定」を締結しました。空き家の管理でお困りの方は、シルバー人材センターまでご相談ください。</p>	○	○	○

2 三田市空家等対策協議会

(1) 三田市空家等対策協議会条例

平成28年9月15日

条例第40号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、三田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。次号において同じ。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施状況に関すること。
- (3) その他空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）に関する施策の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

3 市長は、委員が欠けたときは、その都度、補欠の委員を委嘱しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

(2) 委員名簿

敬称略、順不同

番号	区分	氏名	団体名等
1	学識経験者	角野 幸博	関西学院大学 総合政策学部 教授
2	学識経験者	水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 講師
3	学識経験者	藤原 唯人	兵庫県弁護士会
4	地域団体	柴田 茂徳	一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部長
5	地域団体	野上 伸二	公益社団法人 兵庫県建築士会 三田支部長
6	地域団体	白谷 義信	三田市区長・自治会長連合会 会計
7	市民	中村 裕彦	市民委員
8	市民	野口 由香里	市民委員
9	関係行政機関	吉田 安弘	兵庫県阪神北県民局まちづくり参事
10	関係行政機関	森 哲男	三田市長

3 策定経過

第1回 三田市空家等対策協議会

日時 平成29年3月1日 午前10時～

場所 三田市役所 本庁舎 3階 302会議室A

- 議事
- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要について
 - (2) 三田市の空家等の状況について
 - (3) 三田市の空家対策の現状について
 - (4) 空家等実態調査の報告について
 - (5) 三田市空家等対策計画（仮称）の策定について

第2回 三田市空家等対策協議会

日時 平成29年7月24日 午後3時30分～

場所 三田市役所 本庁舎 3階 302会議室A

- 議事
- (1) 三田市の地域特性と空家等の現状について
 - (2) 空家等対策に関する方針について
 - (3) 空家等対策の施策の検討について

第3回 三田市空家等対策協議会

日時 平成29年10月3日 午前10時～

場所 三田市まちづくり協働センター 6階 多目的ホール

- 議事
- (1) 空家等対策に関する方針の策定等について
 - (2) 施策と取り組みについて
 - (3) 特定空家等の措置及び判断について

第4回 三田市空家等対策協議会

日時 平成29年11月30日 午後3時～

場所 三田市役所 本庁舎 3階 302会議室A

- 議事
- (1) 特定空家等の措置及び判断について
 - (2) 三田市空家等対策計画（素案）について

パブリックコメントの実施

期間 平成30年1月5日～平成30年2月5日

第5回 三田市空家等対策協議会

日時 平成30年2月23日 午後2時～

場所 郷の音ホール（三田総合文化センター）2階 会議室1

- 議事
- (1) 三田市空家等対策計画（案）に対する市民意見募集の結果と意見に対する市の考え方について
 - (2) 三田市空家等対策計画について

